



受福地第1242号

令和3年8月19日

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会  
会長 林 由紀子 様

鳥取市長 深澤義彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和3年8月19日から令和8年8月18日

担	当：鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室 神之田
電	話：0857-30-8206
	ファクシミリ：0857-20-3043
	電子メール：shidokansa@city.tottori.lg.jp

